

有料職業紹介事業における返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に自己都合による退社又は自己の責めに基づく解雇により雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退社した場合 … 紹介手数料の80%
- (2) 入社後3ヶ月以内に退社した場合 … 紹介手数料の40%

ただし、以下の場合、返戻金制度は適用されません。

- (1) 紹介予定派遣の場合及び派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合
- (2) 求職者が死亡した場合、天災等不測の事態における退職の場合

返戻金制度については、有料職業紹介基本契約書により別の定めをする場合があります。